

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部紀要に関する規程

第一条 この規程は、跡見学園女子大学学則第一条の三に基づき、跡見学園女子大学観光コミュニティ学部紀要（『観光コミュニティ研究』〔以下「本誌」という〕）の発行と編集に関する必要な事項を定める。

第二条 本誌は、原則として年一回発行する。ただし、必要な場合は臨時号を発行することができる。

第三条 本誌に研究成果を発表することができるのは、原則として本学専任教員とする。ただし、以下の者は、本学部専任教員の推薦のある場合には、研究成果を発表することができる。

- 一 本学兼任講師
- 二 本学事務職員（学芸員・司書等）
- 三 本学部専任教員と共同研究に従事する者
- 四 本学大学院に在籍する者、または修了した者

第四条 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部は、本誌を発行するために、『観光コミュニティ研究』編集委員会（以下、「編集委員会」という）をおく。

第五条 編集委員会は、編集委員長および観光デザイン学科、コミュニティデザイン学科の各学科から選出された編集委員で構成される。

- 2 編集委員長は、学部教授会の議を経て、学部長が決定する。
- 3 編集委員は、各学科が推薦し、学部教授会の議を経て、学部長が決定する。

第六条 編集委員長および編集委員の任期は、原則2年とする。但し、再任を妨げない。

第七条 編集委員長は、編集委員会を主宰し、別に定める投稿規定にもとづき、編集を統括する。

- 2 編集委員は、編集を担当する。

第八条 本誌に掲載する原稿は、投稿原稿と編集委員会による依頼原稿からなる。投稿原稿および依頼原稿のジャンル・採否・編集に関する決定は、別途定める執筆細則に従って、編集委員会の責任において行なう。

第九条 編集委員会は、投稿原稿の審査のために、査読者を指名する。

- 2 投稿原稿の審査については、匿名の審査制度をとる。
- 3 査読者から提出された審査結果に基づき審議するが、最終的な採否は、編集委員会が決定する。

第十条 掲載された論文の著作権は執筆者に属し、編集委員会は編集著作権を持つものとする。この論文の複製権及び公衆送信権は、大学が参加するインターネット上の論文無償公開システムを運営する機関に委託する。それぞれの執筆者が学術的寄与のために複製または転用を行うことは、これを妨げないものとし、また、編集委員会に許諾を求めることが要しないものとする。ただし、転用等を行う場合は、この内容が本誌に掲載済みである旨を明記しなければならない。

第十一条 本規程の改廃は、観光コミュニティ学部教授会の議を経て、観光コミュニティ学部長がこれを行う。

附 則 この規程は、平成二十七年十一月六日より施行する。

附 則 この規程は、平成二十八年七月十三日改正実施する。

附 則 この規程は、令和三年十一月十日改正実施する。

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部紀要執筆細則

[投稿原稿]

第一条 本誌の掲載原稿は、投稿原稿と依頼原稿からなる。投稿原稿は、論文、研究ノート、その他とする。依頼原稿は、巻頭言、トピックス、調査報告、その他とする。

第二条 投稿する論文、研究ノートは、未発表のものに限る。ただし、学会・研究会等において口頭で発表したものについてはこの限りではない。また、二重投稿は認めない。

第三条 論文は、審査員の審査結果に基づいて、編集委員会が掲載の可否を決定する。

2 投稿された原稿は査読の有無にかかわらず、不正行為防止の観点から編集委員会がチェックすることとする。論文は、論文チェックツールでチェックした上、学部内査読者および編集委員1名がチェックする。研究ノート、その他の原稿は、論文チェックツールでチェックしたうえ、編集委員1名がチェックする。

[執筆要領]

第四条 原稿は、ワープロ類による横書きとし、特殊な専門用語・学術用語の他は、原則として新かなづかい・常用漢字を使用する。また最終提出原稿の体裁は、編集委員会の指示に従う。

第五条 論文および研究ノートのタイトルは、和文・欧文で併記する。

第六条 論文および研究ノートには、和文の場合には800字、欧文の場合は150ワーズ以内の要旨とキーワードをつける。

第七条 論文および研究ノートの分量は、刷り上がり8~20頁の偶数枚数とする。なお、1頁は52文字×43行=2236文字とする（ただし、タイトル、要約、キーワードが入る1頁目の文字数は800~1400文字程度となる）。

第八条 提出原稿はA4縦長・横書きで作成し、和文タイトル、欧文タイトル、執筆者名（和文）、執筆者名（欧文）、要旨、キーワード、本文、注、文献の順に記述する。

第九条 本文の章・節の見出しへは次のとおりとする。

1. 2. 3. …、(1) (2) (3) …、1) 2) 3) …

第十条 本文への補注は、本文箇所の右肩に(1)、(2)、(3)の記号を付け、論文末の文献リストの前に一括して掲載する。

第十二条 引用文献注は、下記のように掲載する。

引用文献注は、本文の該当箇所に（ ）を付して、著者名、西暦発行年、引用頁を示す。引用文献は論文末の補注の後に、著者姓のアルファベット順に著者名、刊行西暦年、書名（または論文名、掲載雑誌名、巻号）、出版社の順に一括して掲載する。また、同一著者の同一年度に発行された複数の著書または論文の場合には、発行年度の次にa、b、c…を付する。編著者名が複数の場合には「・」でつなぐ。ただし、4名以上の場合には、「ほか」を付し、簡略化する。外国語の文献、翻訳書、電子化された資料等についても、適切に引用、文献を記載して出典を明らかにすることとする。

[その他]

第十二条 その他、執筆要領に関して不明のある場合は、編集委員会に尋ねることとする。

第十三条 本細則の改定は、編集委員会の議を経て、編集委員長がこれを行う。

附 則 本細則は、平成二十七年十一月六日より施行する。

附 則 本細則は、令和三年十一月十日改正施行する。

附 則 本細則は、令和四年七月二七日改正施行する。